

給料ファクタリングと貸金業法の適用（債権譲渡か貸付けか）
ー最判令和5年2月20日ー宮本 聡
So MiyamotoPROFILEはこちら 

1 はじめに(ファクタリングとは)

「ファクタリング」と一口にいても様々な形態がありますが、一般的には、事業者の取引先に対する売掛債権を支払期日より前に一定の手数料を負担して(債権の額面から一定程度の割引を受けて)業者に買い取ってもらいその対価を得るサービスを意味し、事業者の資金調達的手段として利用されています。

このように、事業者の売掛債権の売買が典型例として想定されるファクタリングですが、コロナ禍において、資金繰りに行き詰まり、かつ、消費者金融などからも借入ができなくなった会社員が、勤務先に対する給与(貸金債権)を、給与の支払日前に一定の手数料を負担して、貸金業登録のない業者に売却し、給与が会社員に支払われた後に、会社員から資金の回収を行う「給与ファクタリング」が現れました。なかには多額の「手数料」(実質的には利息に等しいもの)の負担が問題となって自己破産などに至るケースがあり、利息制限法や貸金業法の潜脱ともいわれ、金融庁がウェブサイトで注意を呼び掛けてい

ました。

そうしたなかで、近時、最高裁は、「給料ファクタリング」を行っていた業者について貸金業法の適用を認め無登録で「貸金業」を営んでいたとして刑事責任を認める判決(最判令和5年2月20日・裁判所ウェブサイト)を出しました。

刑事事件の判例を本ニュースレターで紹介するのは珍しいのですが、本件で問題となった債権譲渡(売買)か(債権を担保とした)貸付けかの認定は、給与ファクタリングだけでなく、ファクタリング全般で問題となりうることで、本判決は新聞で報道され¹、ファクタリング利用者に注意喚起を促す事例でもあることから、以下、紹介いたします。²。

2 事案の概要

被告人は、東京都内で、都知事の登録を受けずに、概要、以下の「給料ファクタリング」(以下「本件取引」といいます。)を多数回、多数の顧客との間で行っていました。

- 被告人は、顧客(労働者)から、使用者に対する貸金債権の一部を、額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を顧客に交付していた。
- 契約上、使用者の不払の危険は被告人が負担するが、希望する顧客は譲渡した貸金債権を買戻し日に額面額で買い戻せる。
- 被告人が、顧客から使用者に対する債権譲渡通知の委任を受けてその内容と時期を決定する。
- 顧客が買戻しを希望しない場合には使用者に債権譲渡通知をするが、顧客が希望する場合には買戻し日まで債権譲渡通知を留保する(なお、全ての顧客との間で買戻し日が定められ、債権譲渡通知が留保されていた。)

1:朝日新聞デジタル『給料ファクタリング「貸金業法の貸し付けにあたる」最高裁が初判断』(2023年2月21日)

被告人が本件取引を行うには、貸金業の登録を受ける必要があったにもかかわらず、登録をせずに行ったとして、被告人は貸金業法47条2号、11条1項、3条1項違反に問われ²、第1審及び原審(札幌高判令和4年2月15日(判例集未搭載))は貸金業法違反を認め、被告人を有罪としました。

これに対し、被告人は、本件取引は債権譲渡であるから、その対価としての金銭の交付は貸金業法2条1項の「貸付け」には当たらない、つまり、貸付金の交付ではなく債権譲渡代金の交付であるから貸金業の登録は不要である、と主張して上告したのが本件です。

3 判決要旨

「本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、」(貸金の直接払の原則を定めた)「労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が貸金の支払を受ける前に貸金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して貸金を支払わなければならない、その貸金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない(最判昭和43年3月12日・民集22巻3号562頁参照)ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと認められる。また、顧客は、貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったものと認められる。

そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある

金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。

このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項にいう「貸付け」に当たる。」

4 コメント

給与ファクタリングが貸金業法上の「貸付け」に該当すること、ヤミ金業者の給与ファクタリングを利用すると、法外な手数料の負担、過酷な取り立てなどによる被害や生活破綻につながるおそれがあることは、従前から金融庁がウェブサイト等で注意喚起をしていたところでした。ノーアクションレターに対する金融庁の回答(2020年3月5日)³でも、本件取引と同趣旨の給与ファクタリングについて、「貸金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け(金銭の交付と返還の約束が行われているもの。)と同様の機能を有しているものと考えられることから」、これを業として営むには貸金業法上の登録が必要との見解が示されていました。

下級審の裁判例では、給与ファクタリングの事案において貸金業法等の適用を認め、法定利息の上限を大幅に上回る利息を定めた貸付けを無効とし、譲渡人は交付を受けた金銭の返還義務を負わないとした東京地裁令和2年3月24日判決(金法2153号64頁)及び東京地裁令和3年1月26日判決(金法2171号78頁)がありました。また、事業者の集合債権のファクタリングの事案において、形式上は債権譲渡であるものの、譲受人に譲渡対象となる債権全てを真に取得する意思がなく、実態としては金銭消費貸借に準じるものとして、利息制限法を類推適用し制限利息を上回る利息の返還を認めた大阪地裁平成29年3月3日(判タ1439号179頁)がありました。

他方で、事業者による売掛債権のファクタリングの事案で、実

2: 本件では出資法違反も問われていますが、本稿では貸金業の登録の要否(貸金業法違反の有無)に絞って紹介をいたします。

3: <https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>

質的に債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約であることを否定したものとして東京地裁令和3年1月26日判決(金法2176号68頁)がありました(山内邦昭「ファクタリングと倒産手続」大江橋事業再生NL2023年1月号)。

今回の最高裁の判決は、債権譲渡(売買)という形式ではな

く、具体的事情を踏まえ本件取引の貸付けとしての機能を重視したものであり、上記の金融庁の考え方とも整合的と思われます。

本件で最高裁は、次の2点を理由として本件取引が「貸付け」と同様の機能を有すると認定しています。

- ① 貸金債権の譲受人たる被告人は、自ら使用者に対してその支払を求めることができず、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったこと
- ② 顧客は、貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったこと

①②のうち貸金の直接払の原則など貸金債権としての性質に由来する事情は給料ファクタリング特有の話ですが、それ以外の①及び②の事情は商取引債権のファクタリングにも当てはまるケースが想定されます(例えば、商取引債権に債権譲渡禁止特約が付されている場合は①と類似した事情となり得、また、顧客(事業者)は取引先との関係で信用不安が生じるのを避けるため債権譲渡通知の留保を希望して債権を買い戻す場合が多く、これは②と同様の事情となり得ると考えら

れます)。

このように、本判例は貸金業法の適用が問題となった刑事事件に関するものではありませんが、契約の形式ではなく取引の実態・機能を重視して金銭交付の性質が債権譲渡(売買)か貸付けかを判断する考え方は、民事事件において「ファクタリング」が債権譲渡(売買)か貸付けか、「ファクタリング」に利息制限法の適用があるかを検討する際に参考になると思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】